

意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式について

(1) 若手技術者による応募機会を増やす観点から建築設計における配置予定技術者の経験年数評価基準の見直しを行いました。これについての御意見等をお聞かせください。

<建築設計関係>

見直しにより若手の建築設計事務所が参加しやすくなった。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- 総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型（提案型）のように、橋りょうの予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務にのみ適用していただきたい。
- 総合評価方式は、提案書等の作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。総合評価方式を適用する場合は、事務的な負担が比較的少ない簡易型（技術者型）を採用していただきたい。
- 地域社会への貢献の内、「消防団への継続加入」に対する評価においては、評価対象となる入札参加者の所在地、加入消防団の所在地について、対象となる地域を拡大していただきたい。
- 地質調査業務においては、一般競争入札における価格勝負をできるだけ減らし総合評価方式を増やしていただきたい。

<建築設計関係>

- 改修工事等は、現場の知識や経験を重視するため、総合評価方式が良い。
- 建築の種類や用途が一般的でない場合は勿論であるが、新しい技術や工法等を考慮した提案を重視する方法を多く採用すべき。

2 技術者の確保について

技術者の採用状況及び課題等についてお聞かせください。

<土木設計関係>

(現状)

- 技術の継承のためにも、新規採用を実施したいが、将来の受注見通しが立たないので、新規採用を控えている企業が多い。
- 中堅クラスの技術者が少ない。会社の技術力アップの観点から中途採用社員も考えられるが、首都圏と地方との給与格差があり、厳しい雇用環境にある。
- 復興創生業務が本格的に実施されていく中で、発注者支援業務も増加しているが、限りある技術者を発注者の事務所に常駐させることは極めて困難な状況にある。
- 特に測量については、専門技術者の教育養成機関が減少していることから技術者の育成・確保が難しい状況にある。

(対応策)

将来の業務量確保が見通せない現状では、新たな技術者の確保に踏み切れない状況にあるが、将来的に会社を維持していくためには若手技術者の確保が重要な課題である。将来に展望が持てる業界となることが人材確保の必須条件と思われる。

○再雇用及び契約社員等の活用

○大学・高校等への訪問

○インターンシップ等を通じた企業情報の発信

○業界の積極的なPRによる社会的な認知度の向上

○技術者の待遇改善

○労働環境の改善、業務の適正配分等を通じた長時間労働の回避

<建築設計関係>

(現状と課題)

- 一級建築士資格は、大学卒業後2年間の実務経験が義務付けられている上、合格率が10%程度と非常に取得困難となっている。
- 県内の設計事務所は零細な事業所が多く、大手企業に比べ就業環境の悪さもあり、若く優秀な人材の確保が非常に難しい。
- 県内の建築構造技術者は高齢化しており若手職員を採用したいと考えているが、確保は非常に難しい。将来に非常に不安を感じている。
- 県内の設備設計技術者は高齢化しているうえ事務所数が極端に少ない。専門の教育機関も少なく、若手職員の確保は非常に困難となっている。

3 入札制度について

工事に関する測量等委託業務に係る現行の入札方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・指名競争入札は、発注予定者の業務実績、有資格者数・施工能力や信用度等を指名の段階で調査・確認できる制度である。公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが、工事品質に大きな影響を与えるものである。このため、これまでの業務成果等を反映でき、技術力が担保される指名競争入札制度の活用は、その品質確保の有効な手段の一つと考える。

<建築設計関係>

- ・震災後の復興関連工事で、設計・施工一貫方式による発注が見られるが、工事施工が適正に実施されているか疑問がある。設計と施工を分離し、設計事務所等による「工事監理」が実施されることが重要と考える。
- ・総合評価方式やプロポーザル方式において、地元業者に多くの機会を与えるよう地域範囲に配慮していただきたい。

4 設計等の発注について

設計等の委託業務の遂行にあたっての、当初積算、変更協議、完了検査等に係る発注者に対する御意見をお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・履行条件が相違する場合には、受注者の発議による変更だけでなく、発注者の主体的な判断による業務内容の増工等をお願いしたい。
- ・設計条件の確認、手戻りの減少などメリットも多いと思われるため、受発注者にて合同現地踏査を行っていただきたい。
- ・標準と異なる場合でも、必要と認められる場合には設計変更に反映していただきたい。
- ・当該業務に必要な河川等の協議が未了等の場合には、初回打合せ時に説明していただきたい。
- ・実施設計時に予備設計に係る追加作業も必要となった場合には、変更協議の対象としていただきたい。
- ・履行期間を無理矢理合わせる場合が見受けられますが、設計成果品の品質を確保するためにも繰越し手続きを引き続きお願いしたい。
- ・ペーパーレスを目的とした電子納品であることから、簡易製本は1部のみを納品を再度確認していただきたい。

<建築設計関係>

- 建築設計は、意匠、構造、設備の3分野からなっており、意匠設計に変更が生じると構造、設備設計にしわ寄せがくる。このため、発注者側においても、基本・実施設計の各段階で責任者による審査・確認を迅速、確実に実施していただきたい。

5 電子入札・電子閲覧について

今年度より、農林水産部及び土木部発注の案件は全件電子入札によることとしましたが、御意見等をお聞かせください。

- 透明性の確保、手続きの迅速化、提出書類の軽減による事務の効率化、人件費・交通費に係るコスト縮減等が図られ、発注者・受注者双方にメリットがあると考えており、継続されることを希望します。
- 他部局の発注にも拡げていただきたい。

6 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- 業務が短期的に集中した場合、①検討及び照査の時間が十分確保できず、ミス、エラーの発生を招きやすくなる、②業務量集中時期に合わせた従業員を確保することは企業経営を圧迫することとなる、③過酷な長時間残業により技術者の業界離れが進む。結果として、業務成果全般の品質低下を招くこととなる。

しかしながら現状を見ると、年度後半に発注業務が集中している状況にある。

このため、年間を通じた計画的な発注による平準化を図っていただくとともに、特に、測量設計業務については、効率的に業務遂行ができる第一四半期に発注が少ないことから、繰越しやゼロ県債（債務負担行為）等の活用により、効率的に作業が行える4月、5月に発注件数を拡大するよう努めていただきたい。

- 地方における雇用の創出や災害時の緊急出動など、社会的貢献度が高く、地域の実情にも精通している地元企業の受注機会を確保することは大切であると考えます。特に、公共インフラの老朽化に伴う橋りょう、トンネル等の公共土木施設等の維持補修業務は地元企業への優先発注を考慮願いた

い。

- また、地元企業の受注機会を少しでも多く確保できるよう、大規模な業務においても地元企業ができる業務については分離発注するなど配慮願いたい。

<建築設計関係>

- 新築等の設計者選定については創造性や独自性等を求められることから、コンペ、プロポーザルなど多様な発注方式を採用していただきたい。「手続きが面倒だ」、「費用がかかる」といった理由から安易に総合評価方式にしないでいただきたい。